

医師偏在の是正に向けた総合的な 対策について

令和7年7月28日
山梨県福祉保健部医務課

医師偏在の是正に向けた総合的な対策について

1 医師偏在是正プランについて

- 国の定めるガイドラインを踏まえ、緊急的な取組を要する事項から先行して策定し、令和8年度に全体を策定する
- 医師偏在是正プランでは一定の定住人口が見込まれるが、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域として設定し、支援対象医療機関、必要な医師数、医師偏在是正に向けた取組等を定める。
- プラン策定に当たっては地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する

2 緊急的に先行して実施する事業について

【重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援】

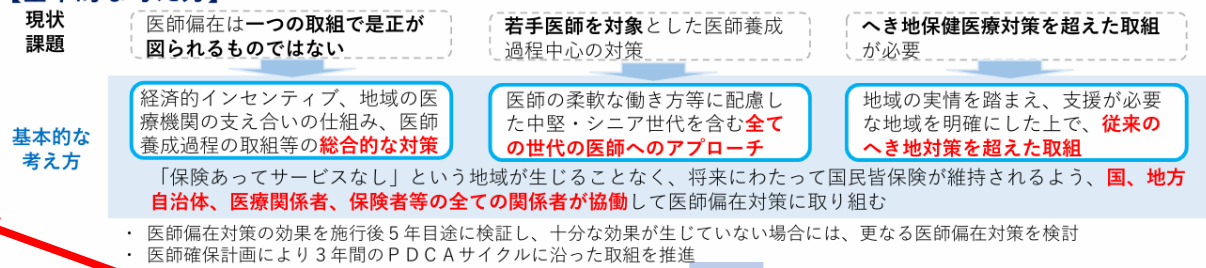
- #### 1. 目的
- 重点支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、施設・設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保する。
- #### 2. 事業内容
- 支援区域における、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着支援。
- ##### ①施設整備事業
- 診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費
- ##### ②設備整備事業
- 診療所の運営に必要な医療機器等の購入費
- ##### ③地域への定着支援事業
- 診療所を承継・開業する場合の地域への定着に要する経費（人件費、備品費、消耗品費、光熱水費など）

➔ 地区医師会、市町村を通じて対象施設を調査

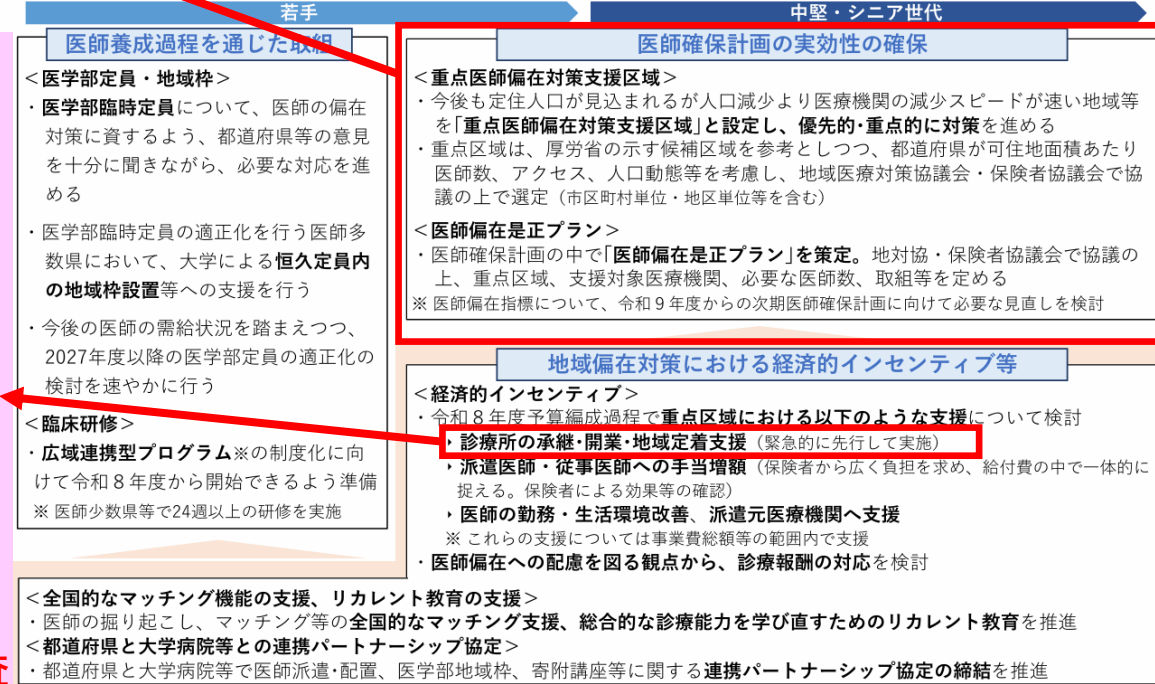
医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（概要）

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改正を含め必要な対応に取り組み、**実効性のあ**る**総合的な医師偏在対策**を推進する。
 - **総合的な医師偏在対策について、医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付ける。**
- ※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】



【総合的な対策パッケージの具体的な取組】



医師偏在是正プラン(先行実施事業)における重点医師偏在対策支援区域の選定について

○ 重点医師偏在対策支援区域の選定における考慮項目

「重点医師偏在対策支援区域の設定に当たっては、都道府県において、厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して選定することとする。

当該区域については、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等も考えられる。
また、対策の実施に当たっては、地域の関係者の理解が重要であることから、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議した上で当該区域を選定する」（厚労省資料）

重点医師偏在対策支援区域(案)… 峡東医療圏 峡南医療圏

選定理由

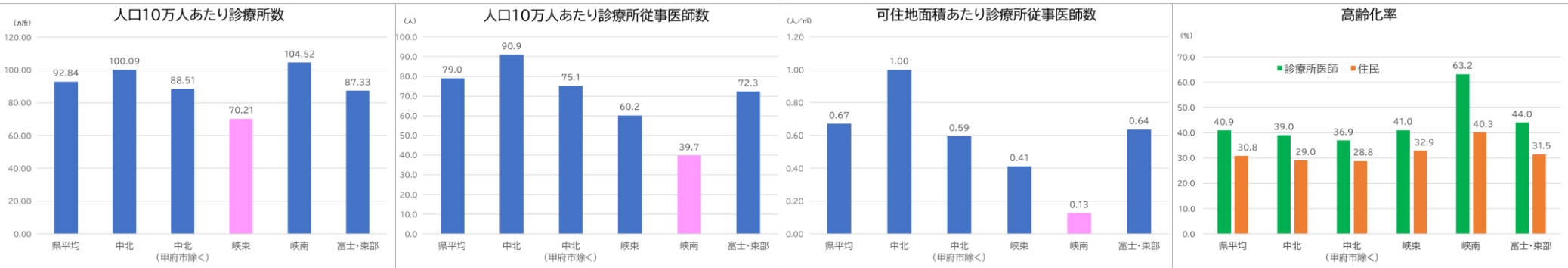
峡東医療圏

○「人口10万人あたりの診療所数」が県内最少
○ 医師偏在指標が県内で最も低く、厚労省が候補区域として提示

峡南医療圏

○「人口10万人あたりの診療所従事医師数」「可住地面積あたりの診療所従事医師数」が県内最少
○ 診療所従事医師の高齢化率が最も高く、住民の高齢化率と比較しても顕著

医師偏在指標		全国水準
中北	271.6	上位1/3
峡東	179.7	
峡南	198.7	
富士・東部	222.5	上位1/3
(参考:山梨県)	240.8	中程度
(参考:全国)	255.6	



○ 今後のスケジュール

- 7月15日 保険者協議会にて協議
- 7月28日 地域医療対策協議会にて協議
- 8月末 国2次募集締切(予定)